

第5回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成27年 3月17日（火）

場 所：千代田区役所

出席者：（委 員） 7名（定数10名、欠席：番委員、大宮委員、塚本委員）

（説明者）

（事務局） 政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>皆様、本日は御多忙のところ、御出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第5回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>本日、番委員、大宮委員、塚本委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>初めに、前回会議の会議録をお手元にお配りしております。皆様に御確認をいただき、訂正等がございましたら、3月31日までに事務局に御連絡ください。</p> <p>本日の審議に入る前に、新たに審議会の委員の委嘱につきまして、総務課長よりお願いいたします。</p>
総務課長	<p>総務課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>昨年、連合千代田地区協議会から御推薦をいただいております、その議長をおやりになられておりました近藤委員、当審議会の委員ということで御議論に御参加いただいていたのですが、急遽、急逝されたということで、その話は御紹介させていただいたところでございます。</p> <p>このたび、その近藤委員にかわりまして、同じく連合千代田地区協議会から御推薦をいただいております、新たに荒井委員に委員になっていただきましたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>恐縮でございます。一言お願いしてもよろしいでしょうか。</p>
荒井委員	<p>こんにちは。御紹介がありましたけれども、このたび、連合千代田から委員ということで御推薦いただきましてお世話になることになりました、荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
総務課長 政策経営部長	<p>形式的ではございますけれども、委嘱状を。</p> <p>委嘱状でございます。あえて読み上げません。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
荒井委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
武藤会長	<p>荒井委員、これからよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の審議に入りたいと思っております。</p> <p>本日は、4月1日より当審議会の設置条例である千代田区特別職報酬等審議会条例が一部改正、施行されることにつきまして、事務局より御説明いただきます。</p>
総務課長	<p>総務課長、お願ひいたします。</p> <p>それでは、恐れ入ります。お手元にお配りしております「千代田区特別職報酬等審議会条例の一部改正について」という資料を、お手元にご覧いただけますでしょうか。御用意いただければと思っております。A4判の縦で、左肩にクリップどめをしてございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特別職報酬等審議会、当審議会につきましては、審議会条例に基づいて設置して、御審議いただいておりますところでございます。それで、御審議をいただいております過程の中で、今回は抜本的に見直しをさせていただくということで、以前は額の適否、ありていに言いますと、その額がいいか悪いか、高いか低いかにということの御審議をいただいておりますが、今回はその額の定め方ということから御議論をいただいていた</p>

ということでございます。

ところが、その資料の裏面をごらんいただければと思います。新旧対照表というものをつけてございます。

その新旧対照表の右側のところが「旧（現行）」と書いております。条例改正前の条例でございます。第1条の設置というところが書いてございまして、ちょっと読ませていただきますと、区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額について御審議をいただくということで審議会を設置するとなっております。区議会議員の議員報酬、それから、区長、副区長、特別職の給料の額ということでした。

ところが、御審議いただいている中で、やはり年収ベースでいろいろ考えなければいけないねということで、資料もいただいております。給料だけではなくて、期末手当をもらっているのだね。それは幾らなのかとか、定め方はどうなっているのかとか、退職手当もあるね。あるいは議員さんの報酬については、ちょっと性質は違うけれども、同じように期末手当であったり、政務活動費というものもあるねというお話もありました。ところが、条例上はそこが規定されておりませんでしたので、御審議の参考までにとという形で会長のほうで整理していただいていたところでございます。

やはり、その御議論をいただく上では、しっかりとここの部分も条例上もきちんとうたって、正式な形で御議論いただけるようにという思いが一方であったところでございます。

そこで、左側の「新（改正後）」というところをごらんいただければと思いますが、区議会議員の議員報酬等の額並びに区長、副区長及び教育長の給料等の額ということで「等」という文言を入れて、報酬あるいは給料だけではなくて、その他ももらっている給料あるいは報酬に準ずるようなものについても十分御審議をいただけるという条例改正でございます。

もう一つ、今、申しあげました区長、副区長に加えまして「教育長」という文言を新たに入れております。

また資料の表面に戻っていただきまして「1 改正理由」のところを書いてございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律というちょっと長い名前の法律がございまして、まさにいわゆる地方自治体が教育行政を行っていく際に必要となる組織と運営に関して定まっている法律なのですけれども、その法律が改正されまして、簡単なことを申し上げますと、改正前は、地方自治体における教育長というものは、特別職的な身分と、一般職という位置づけと、両方ありまして、正式には一般職という位置づけであったのですけれども、これが法律改正によりまして、区長や副区長、あるいは市長、副市長なんかと同じように、特別職というふうに正式に位置づけられることになりました。

こうしたことも踏まえまして、区長、副区長と同じような扱いで今後、給料等というものも御審議いただきたいということで、教育長も含めた形の条例とさせていただいているところでございます。

こうした審議の対象あるいは範囲を拡大するというのを踏まえまして、当審議会の委員の数。これも条例上は10人以内ということでさせていただいたのですけれども、場合によってはふやすこともできるということで、12人以内ということで、上限を2人ふやすことができるような規定に変えさせていただいたところでございます。

先般、議会、本会議で審議をしていただいて、議決・可決されたということでございまして、施行期日は来月、4月1日からということでございます。

今まで御審議いただいております中身、これからまたさらに抜本的に御議論いただく中身をスムーズに御議論いただけるようにということ

武藤会長	<p>と、法律の改正とあわせて条例の改正をさせていただいたということを御了解いただきたく御紹介させていただきました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございます。</p>
総務課長 武藤会長 総務課長	<p>さて、報酬額等の具体的な審議ですが、条例が改正・施行される4月以降、前回まで行ってきた審議内容に加え、新たに諮問される内容についても新たな委員を加えて議論したいと思います。</p> <p>そこで、今後のことについて少し自由に意見交換をしたらどうかと考えておりますが、本日の審議事項としてはこれで終わりなのです。このまま解散というのも、せっかくですので、今後の方向について少し議論し、荒井委員も加わったことですので、これまでの経緯をこの場で十分に御説明することは難しいかと思っておりますので、また事務局にお尋ねいただくということがあると思うのですが、今後新たに2名の委員が追加されることになるわけですね。</p> <p>そうです。可能性があるということです。</p> <p>まだ、それは確定ではないのですか。</p>
武藤会長	<p>まだ確定ではないのですけれども、少なくとも1名ないし2名はふえるであろうと見ざるを得ないかなというところでございまして、やはり教育長というものも、先ほど会長からお話いただきましたが、教育長も新たに今度は御審議の対象に加えるということですので、では、今までの御議論の流れからしますと、恐らく教育長とはどんな職責なのかとか、どういう仕事をしてもらうのか。</p> <p>それで、今回の法律改正もありますので、簡単に言いますと、今までの教育長の仕事プラス法律改正された新たな教育長としての仕事みたいなことも恐らくは御説明をしながら御議論いただくようなことになろうかと思っておりますので、先ほど会長からいただきましたように、来年度になって改めて、教育長も含めた形の諮問をもう一度させていただいた上で、新たに御議論いただく。そのためには、少し教育の関係のことをおわかりになる方を少なくとも1名とは思っているのです。</p>
山本委員	<p>そういう経緯で、条例改正に伴って、この審議会の体制が少し変わるということですので、そうしますと、これまでの議論が全く無駄になるわけではないと私は思いますが、これまでは額の適否だけではなくて、定め方についてどう考えるかということも議論してきました、区長さんと議員さんのバランスとか、副区長さんも入れて、今度はそこに教育長さんも入ることですから、どういう位置づけにすればいいのか。</p> <p>それで、そういう考え方で重要なのは、一般の部長職の位置づけではないかということもこれまで議論してきたわけですので、新たな委員さんが加わる場合と、それから、荒井委員は今回からで、これまでのそうした経緯は十分におわかりにならないと思いますので、少し基本的なところをもう一度繰り返すような議論をしながら、新しい委員さん、荒井委員に御理解いただいた上で答申に持っていきたいと思っております。</p> <p>そこで、これまでの経緯を踏まえて、ちょっと時間がたってしまいましたけれども、今後の審議を進める上で何かお気づきの点とか、これまでの審議を振り返ってみて、こんなところをもう少し議論したほうがいいのか、あるいは新たな状況になって、どんなふうに、それに対応するためにはどんなことを調べればいいのかということ何かお考えがあれば御意見をいただければと思います。</p> <p>特になければこれで終了したいと思っておりますが、いかがですか。</p> <p>山本委員、どうぞ。</p>
	<p>会長、報酬審議というのですから、この審議会が先に結論を出してあげて、それで条例で追加させて、審議会でも認められたから条例を出すというのでしたらよくわかるのですけれども、先に条例を定めたら、法律</p>

<p>総務課長</p>	<p>上から行けば、我々はいなくなってしまうですよ。何で先に条例が決まっていて、後から審議会に追加という、お尻を追いかけて行って、金魚のふんみたいにくっついて行って、いいです、賛成ですと言ったら、我々は何のためにいるかわからないではないですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>そうではなくて、まさに審議会のほうで御議論されていた中身を、さらにきちんと条例上うたうということの条例改正という面もあるわけです。ですから、先に条例改正があつてということではなくて、どちらかといいますと、まさに山本委員がおっしゃるとおりです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>どちらかといいますと、どちらなのですか。早く言えば、こういう金額がある程度定まっていらないのですから、何%上げましょうととしてあげましょうと審議会で決まっていれば、それは条例改正でも何でも、それは納得できますけれども、条例改正ができ上がって、もうやっています。それで、あなたたちはくっついてきてくださいというふうにしか見えないのです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>いや、それはそうではなくて、答申についての条例改正ではなくて、今回は教育長を政治職化、特別職化したということから法改正が行われて、それに伴って1点は、今度の千代田区特別職報酬等審議会が考えるべき対象として1つ加わった。これは法改正に伴うものです。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ところがもう一つ、ちょっと小さいですが「給料等」というふうに入れていただいたということは、ずっと審議会ですべて決めてきたのは、月額報酬だけを決めても意味がないではないかということをやっと言ってきたわけです。ボーナスもありますし、退職金もありますし、そういうことから、そうした全体の報酬、謝礼というのでしょうか、報酬・給料というものを全体として見たほうがいいのか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>そういうことを申し上げてきたので、今回の教育長の特別職化に伴う条例改正と同時に「給料等」という言葉を入れて全体を見るようにということが条例改正の趣旨であると思っております。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ちょっと待ってください。条例改正の趣旨がそういうふうになっても、要するに私が先ほど席に着いたときに、平成27年4月1日から施行するわけでしょう。ということは、あと10日ぐらい過ぎたらもう終わりなのですよ。</p>
<p>武藤会長 政策経営部長</p>	<p>そうしますと、今度は選挙がありますね。そうしますと、その給料なんかは誰が決めるのですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ここです。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今のままです。今度、選挙があつて、新しい議員さんの任期が始まっても、今、定められている議員さんの報酬は、報酬を決めるための条例があるので、それは今のものを変えない限りは今のまま適用されます。</p>
<p>総務課長 武藤会長 政策経営部長</p>	<p>そうすると、我々審議会が去年、何かやっているでしょう。それがあつて、程度見えてしまつて、こうですよという結論が出ていたら審議を上げることができるかもしれませんけれども。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>ですから、まだ何も結論が出ていないのです。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>その結論を出したわけではありません。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>今、御説明をしたのは、今回の条例は、この審議会を設置するための条例を変えたということです。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>わかつたようで、わかりませんよ。みんなわかっているのかしら。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>ですので、額につきましてはもちろんのこと、その額の定め方も含めて、トータルで御議論いただいている最中であるという認識です。それは、その御議論がさらにきちんとしやすくするための条例改正という意味に捉えていただいても、一部としてはいいのだろうと思っております。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>おっしゃるとおりであると思っております。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>委員の皆さん、言われていることが理解できますか。</p>
<p>山本委員 総務課長</p>	<p>今回の条例の改正で額を定めてしまつているわけでも何でもありません。</p>

政策経営部長	ん。 要するに、区役所の組織としての、区長の附属機関の組織としての報酬等審議会というものがあるので、その報酬等審議会を定めますというものは条例が必要なので、報酬等審議会の条例があった。その審議会の構成であるとか、審議会で決めていただくものについての条例を変えたということです。
山本委員	部長の言われていることはそういうことなのですか。条例がないから条例を定めたのだということなのですか。
政策経営部長	いや、あったのです。あったものを変えただけです。条例があるから、条例に基づいてこの審議会があるのです。
山本委員	条例に基づいてやっていたら、何も変えることはないではないですか。ただ教育長を追加しますだけでしょ。
政策経営部長	ですから、それが、教育長を追加するために条例を変えたのです。教育長を追加しますということも、要するに審議会の対象を。
山本委員	だって、我々、区会議員を経験した人間なんかは、要するに通称三役といわれている人たちは、区長、助役、それから。
政策経営部長	昔は収入役です。教育長は、昔からいう三役ではなかったのです。それで、今までは特別職でもなかったのです。
山本委員	皆さん、わかりますか。
松本委員	わかりますよ。常識論です。
山本委員	常識論ですけれども、あえてそういうふうに行っているのでしたら、我々が給料の審議をやるためには、部長が言っているように、きちんとした条例を定めてからでなければできなかったということですね。
政策経営部長	今まで、条例に基づいて審議していただいていたのですよ。
山本委員	だけれども、教育長はできなかったのですね。
政策経営部長	今まではそうです。教育長の審議はしていただいていたんです。
総務課長	教育長の給料の額を決めてくださいという諮問は今までできなかったもので、していないのです。
山本委員	では、この中では議員とかそういう人たちがみんな決まっていて、やるわけでしょう。
総務課長	はい。
山本委員	何で教育長だけが外れているのですか。
総務課長	教育長は一般職だったのです。特別職ではないものですから。
山本委員	50年間そうだったのですか。
総務課長	はい。ずっとそうでした。
政策経営部長	それで去年、地方教育行政法というものが改正されて、教育長は、今度新たに教育長を選任するときから、これは特別職ですと。
山本委員	今度は誰が選任するのですか。
政策経営部長	今度は区長が推薦して、今まで教育長になる方は議会で同意いただいていたけれども、教育長として御同意いただいていたのではなくて、教育委員という特別職として御同意いただいていたのです。それが不文律的に、行政から出た教育委員が教育長をやるというふうになっていたものですから、外から見ると教育長を決めていたように見えたのかもしれないのですけれども。
山本委員	私はそういうふうに解釈していました。
政策経営部長	今までは教育委員として議会の御同意を得て、千代田区の場合には教育委員さんが5人いますけれども、教育委員さんが集まって教育委員会という委員会ができて、その中で互選、お互いに選び合って教育長というものを決めて、そのほかにも教育委員会の委員には教育委員長というものもいるのですけれども、今度の法律改正では教育委員長と教育長を一緒にしたのです。ですから、教育委員を御同意いただくのではなくて、教育長を議会で御同意いただくというのは、次の教育長を決めるときか

	<p>らそうなりますという法律改正なのです。</p> <p>それで御同意いただく教育長は、そういう経過を見ますと、今までは教育委員としては特別職ですけれども、教育長としては一般職であったものが全部特別職になるので、報酬についても報酬等審議会の審議に基づいて報酬を決めましょう。そういうふうにしなければいけませんねというので、今回、条例改正をしたということです。</p>
<p>山本委員 武藤会長 政策経営課長</p>	<p>部長がおっしゃって、初めて理解しました。それまで理解していなくて、教育長は三役ですから。</p> <p>教育長は、三役ではなかったのです。</p> <p>昔、三役とっていたのは、区長、助役、収入役です。それで収入役というものは、地方自治法が改正されて、なくなってしまったのです。でも、何となく教育長のイメージがあって、今、何となく三役みたいな言い方をしていますけれども、昔とっていた、先生が議員をやっておられたころの三役というものは教育長ではなくて収入役です。</p>
<p>山本委員 政策経営部長 山本委員 武藤会長 政策経営課長 武藤会長 政策経営部長</p>	<p>待遇者会でお招きしますと、教育長もついてきますから、そうすると、どうしても特別職なのかなと思っていただけです。</p> <p>一般職で、教育委員会事務局の事務の責任者なのです。</p> <p>随分すごいんですね。</p> <p>今回の制度改正について、何か御質問とかはございますでしょうか。</p> <p>もう決まっているのですね。</p> <p>この条例は可決されて、施行されました。</p> <p>それで、新しい教育長さんが。</p>
<p>武藤会長 政策経営部長 武藤会長</p>	<p>いえ、今、教育長はいらっしゃいますけれども、現在の教育長の任期はまだ2年以上ありますので、その方の任期が終わるまでは、その方はまだ今の、前の法律のまま、移行期間ということで、次に教育長を選ぶときには特別職として議会に選任同意を得るという形になります。</p> <p>それはいつの予定なのですか。</p> <p>今の方の任期があと2年半先まであります。</p> <p>わかりました。</p> <p>いずれにせよ、ここでの特別職は区長、副区長だけであったのが、議員さんは別ですけれども、教育長が加わってという、新三役といってもいいかもしれませんね。新三役の額の定め方及び適否を考えるということが、新たに教育長について加わったということですね。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>そうしますと、これは全国の自治体の教育長がそのような扱いになるわけですね。</p> <p>それで、教育委員会なるものが戦後の教育改革の中でアメリカ式のやり方というものが入ってきて、あれは独立した、行政とは違う分野の決定権を持っているものであるということと言われて、それは昭和30年ごろでしたか、第1回目の地方教育行政法の改正がありまして、そのころに教育委員会の独立性というものは戦後の昭和20年代からかなり日本式に変わってきた。それで徐々に日本的なものになじみが薄いということになって、今日のようなことになったのかなと思って伺いたいのですけれども、一般職、特別職との関係から言いますと、そこら辺はどうなのですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>今の藤原委員の御質問は、恐らく地方教育行政の法律の改正された背景あるいは趣旨というところのお話なのだろうと思います。それで、特別職、一般職というよりは、確かにお話がありましたように、その法律はすごく長いこと改正をされないできた。若干の途中の改正はございましたけれども、今回は非常に大きな改正である。</p> <p>それで、その大きな改正の理由の一つは、アメリカ、日本云々というのは確かに背景としてはあるのかもしれないのですけれども、大きな改</p>

	<p>正理由の一つとして聞いていますのは、やはり教育委員会というものをもっと活発化させて、きちんとそれぞれの地方公共団体の教育行政、真に教育行政を担うような形で議論を活発化させていきたいということで改正するというのが、簡単に言ってしまうと、大きな背景の一つとしてあるようです。</p> <p>それで法律改正前は、先ほど部長が説明いたしましたように、教育委員会の中に教育長というものと教育委員長という、それぞれ2人の頭がいらっしやったということで、それぞれすみ分け、役割分担はあるのですけれども、はた目にはわかりにくいということもありまして、先ほど説明いたしましたとおり、今回の法律改正で、これを一緒にするというのも改正の中身の一つとなっています。</p> <p>もう一つは、やはり教育長は議会が同意して、区長が選任する形になるのですが、一方で、教育委員さんというものは別に区長がどうこうという話ではありません。やるのですけれども、選挙で選ばれるわけではありませぬので、もうちょっと住んでいらっしやる住民の声を直接、教育行政に反映させたいということで、住民が選挙で選んだ首長、うちゃい言えば区長です。区長と教育委員会とが、ある意味、同じテーブルに着いて議論する場というものも新たに設けましょう。そこで住民の意見をより教育行政に反映させましょうということもある。</p> <p>そういった形で、簡単に言いますと、教育委員会の議論を活発化させて、より住民の意見を教育行政に反映させた形で教育行政を充実させていきたいという背景があるようです。</p>
藤原委員	<p>歴史は私もある程度はわかっているつもりなのですが、要するにアメリカの掲げた教育の理想というものが戦後入ってきて、日本にいきなり移植されて、そして教育委員会制度というものが始まって、教育委員会は公選するべきであるというものがあって、それが徐々に日本風に変えられてきて今日があるという感じで私は眺めていました。</p> <p>ですから、そもそもが、この教育長が特別職になるということについて、ある種の感慨を持ったものですから、そこら辺をお尋ねしたわけで、日本中がそうなるわけですね。ですから、やはり長い間には変えられるものなのだなという思いがあります。</p>
山本委員	<p>結構変わってしまっていて、問題ですね。</p>
藤原委員	<p>私、駆け出しの記者のころ、教育委員会法の改正のとき、国会に通ってましたので、その思いが余計強いのです。</p>
武藤会長	<p>教育委員会の公選というものは、準公選というものは中野区が長いことやってたのです。</p> <p>ですから、1つ重要な問題は、教育委員会にどの程度の政治力を持たせるかということなのです。アメリカは完全に別選挙で、独立して、首長と別に税金を徴収し、学校を運営するという仕組みになっています。イギリスはそうではないのですけれども、一応、エデュケーション・オーソリティーとあって、かなり独立性を持っている。</p> <p>日本の場合は、独立性を自治体の中でどういうふうにつかという中で、最近の動きは、首長さんと教育委員会が対立する動きが出てきています。それは現在の仕組みで言いますと、一応、行政委員会ですから、ある程度の独立性を持っているのですが、ところが重要な問題は、教育委員会が生涯学習事業をいっぱいやっているのですが、これは教育委員会の活動範囲なのですけれども、いろいろな生涯学習といいますか、研修とか講演会というものは自治体の首長部局もいろいろやっています。</p> <p>教育は教育のことしか考えないということが多くて、もっと幅広くやるということを考えているときに、首長さんからしますと、もっと教育委員会の活動を一緒に含めたほうが良いということもあれば、教育長としては首長と違ってもっと、例えば学力テストの問題なんかでも、首</p>

	<p>長はもっと公表しろと言っているけれども、教育委員会はそれはプライバシーもあるから公表できないとか、逆の場合もあります。そういう首長部局と教育委員会との対立模様というものが生じてきました。</p> <p>そこで、では、この教育委員会の政治力を強めたほうがいいのか、弱めたほうがいいのかというのは難しい問題で、これまではずっと、弱める動きで、首長部局の中の一部門ぐらいになりつつあったものを、今度は文科省が、どう考えたのかはよくわからないのですが、特別職にしてもらったら政治力が高まるのではないかと考えて、この法改正まで至ったのですが、私は果たしてそうなるだろうか。特別職ですから、むしろ首長のコントロールのもとに置かれるのではないかと。そういうふうな考え方もあります。</p> <p>ですから、この制度運用を今後どう動かしていくかは重要なポイントになるということですので、首長の意向が強くなるということは確かなので、そこがどういうふうに動いていくのか。政治力が高まるのか、首長と一体となってしまうか。今後の運営の仕方をよく見なくてはならないということになるかと思えます。</p> <p>どうぞ。</p>
藤原委員	<p>確かに、アメリカの影響というものがかなり薄れてきているのだという感じはします。私もいろいろ思うところはあるのですが、いいです。</p>
武藤会長	<p>そういう経緯で教育長が加わったわけですが、荒井委員は今後どう審議していったらいいのか、よくわからないと思うのですが、民間企業で言えば、社長の給料とか常務の給料とか、あるいは相談役とか、そういう上のほうの人の給料を一般の社員が考えるということはほぼありませんけれども、自治体の場合には民主主義の手続にのっとって、こうした専門といいますか、専門的な、中立的な立場から意見を述べて、それを首長が議会に提案して、議会が決めるという仕組みになっているものですから、その一環の中にこの審議会があるということなのです。</p> <p>どうぞ。</p>
山本委員 政策経営部長 総務課長 山本委員 武藤会長	<p>この12名以外「録音不能」。</p> <p>決まっています。</p> <p>「録音不能」。</p> <p>今日こうやってみても「録音不能」。</p> <p>教育関係に詳しい方が「録音不能」。</p> <p>これから、これまでの審議の経緯を事務局からお伝えいただく。そして、御理解いただくということもしていただいて、4月以降のこの審議会ですべての委員そろったところで、これまでの審議の経緯を振り返りつつ、新しい議員さんが、この4月の選挙で選ばれてくる議員さん等に適用される額について考えていきたいと思えます。</p> <p>そういうことになるのだと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。何かお気づきの点とか、いろいろ今後の。</p> <p>どうぞ。</p>
山本委員 武藤会長	<p>報酬はどういうふうにするのですか。まだそんな話は何も出てきませんけれども。</p> <p>これまで考えましたように、これまでもやってきましたけれども、もちろん物価がどう動いたのかということですね。それに対して、適否ということであれば、物価が下がっているのだから下げましょう。最近消費税増税も含めて物価が上がっていますからね。</p>
山本委員 武藤会長	<p>年金は下がっていますね。</p> <p>はい。それで上げましょうということになると思えます。それは今後、物価の指数を見ながら考えますが、もう一つ重要なのが、定め方はどう考えるのかということですので、そのことを、これまで見てきたように、</p>

	<p>世の中に区長さんとか議員さんに相当する職はありませんから、民間準拠という発想はなかなか難しいということになりますね。民間を見ながら考えるということは難しいということですので、そうしますと、地方公共団体も政府ですから、国の場合は総理大臣と議員さんとの関係はどのような比率か。都道府県の場合はどうか。市町村はどうか。周りの23区はどうかということを考えていかななくてはいけないのではないかとことです。</p> <p>その際、今回の審議会で私が申し上げているのは、一般職の部長さんと首長さんとの均衡という問題があるのではないかと。それは国の場合の次官と総理大臣の関係を重視しているという、国の検討会の意見なんかも参考にしているということでもあります。そこを定め方の一つの重要な要素として考えたらどうかということによって、考えてきて議論してきたということです。</p>
山本委員 武藤会長	<p>会長、内閣では報酬審議会みたいなものがありますね。</p> <p>定期的なものではなくて、あくまで一時的にそうした審議会が平成9年ぐらいでしたか。設置されたことはあります。</p>
山本委員 武藤会長	<p>それで、その審議会が定めると全部、報酬を上げたりしていますね。</p> <p>特別職の場合は、人事院勧告に基づいて、それに連動されて特別職も動かしてきたようなところもあるのですが、明らかにそれだけではない要素があります。</p>
山本委員	<p>ですから、そこのところをやらないと、人事院勧告がどのぐらいやっているのか。それと我々、地方側の人たちにはどうしたらいいのかという対応をやはり議員さんもよく理解しておかないと。</p>
武藤会長	<p>それは東京都の場合、23区も含めて、東京都の人事委員会と、それから、特別区の人事委員会がありますので、そこでどういう判断をしているかということも重要な要素ということになります。それがどういうふうに動いてきたかは、既に資料として配付されています。</p>
山本委員	<p>どうぞ。</p> <p>事務局にお尋ねしますけれども、東京都の場合は今度、知事がかわりましたし、上げようとか下げようとか、内容も変わっているのですか。</p>
総務課長	<p>人事委員会、国の人事院もそうですけれども、その内容というものは毎年変わります。それは知事や市長がかわるからということとは全く関係なく、民間の給料の額、あるいは物価等を考慮して、検討して、答申を出す形になります。毎年違います。</p>
山本委員	<p>そうすると、その勧告が出ますと、我々のほうにも影響が出てくるということですね。</p>
総務課長	<p>今、会長がおっしゃられましたように、特別職の給料、あるいは議員の報酬の額を検討する上では重要な要素の一つであることを会長がおっしゃられました。ただ、今までもその人事委員会の勧告というのは、あくまでも我々一般職の給料に対しての勧告でございますので、それが自動的に特別職の給料に連動するというということではないということでございます。</p>
山本委員 武藤会長	<p>よくわかりました。</p> <p>よろしいですか。</p>
山本委員 武藤会長	<p>はい。</p> <p>いかがでしょうか。今後考えるべきことなど、御意見がございましたら。</p>
	<p>せっかくですので、一言ずつ、お一人ずつ、特になければ結構ですが、皆さんに御意見をいただいて、きょうは終了したいと思います。いかがでしょうか。</p>
	<p>どうぞ。</p>
山本委員	<p>もしできれば、私たちは日程を組むのに大変なのです。いろいろなあ</p>

武藤会長	<p>れがあるので、そうしますと、次の日程をつくる時に、では、いつごろがいいかという予定はできないものなのですか。</p> <p>今後の日程については、委員さんをどうするのかということも含めて確定した後。</p>
山本委員	<p>一切事務局任せですから、やはりこちらの大もとが、会長が何月ごろにやるとか大まかに決めておいて、例えば5月にやる、6月にやると決めておけば、そうするとこちらはこちらで決めればいいので、あとはみんな持ち回りで、いつがあいているとやっていけばいいわけで、ただ漠然として、いつやるかわからないというのが一番困るのですよ。</p>
武藤会長	<p>今度の場合は、教育長さんが2年半後に実施ということも含めまして、区長さんはこの前、選挙がありましたし、議員さんは今度の4月ですか。ということは、議員さんは今度の4月には間に合わないことになりますから、今の制度のまま行きますね。</p> <p>それで、答申が出て、条例が確定して、議会で承認をもらって、そこから実施ですから、ことし9月ごろまでに答申ができて、条例ができて、12月に議会提案、来年3月までに可決、4月1日から実施ということになれば、そこで動いていくわけですね。</p> <p>そういう日程ですので、9月までにさせるかどうかということかなと思います。</p>
山本委員	<p>聞いていますと、数合わせみたいに聞こえますから、いつごろというふうになれば。</p>
武藤会長	<p>ですから、やはり9月を目指すのであれば、連休明けぐらいですか。5月に第1回、そして新しい委員さんにも加わっていただいてということに時期的にはなと思うのです。</p>
総務課長	<p>いかがですか。そんなことになるのですか。</p> <p>今、会長がお話してくださいましたように、5月ということで、できるだけ準備を進めてまいりたいと思います。また追って、会長と御相談しながらやってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
山本委員	<p>ちょっと変なことを聞きますけれども、会長いいですか。</p>
武藤会長	<p>はい。</p>
山本委員	<p>これは、会長を決めるのは誰が決めるのですか。</p>
武藤会長	<p>会長は一応、ここで互選されたということです。</p>
山本委員	<p>何年前にですか。</p>
武藤会長	<p>おととしの、第1回の段階です。</p>
政策経営部長	<p>今回の報酬等審議会の初回のときに、皆様で互選、お互いに選んで決めさせていただきました。</p>
山本委員	<p>私は随分後から来ているものですからね。</p>
武藤会長	<p>前回、私はこの審議会が3回目ですね。それで、前2回が会長でしたので、皆さんも今回も、では、武藤さんでいいのではないかということでは私が会長になったかなとは思っています。</p>
山本委員	<p>それなら了解しました。</p>
武藤会長	<p>会長の運営上に問題があるのでしたら、新たに会長を選んでいただいで。</p>
山本委員	<p>いや、そういうわけではないです。互選なのか、投票なのかがわからなかったのです。</p>
武藤会長	<p>選挙ではないです。</p>
山本委員	<p>この中の選ぶときにです。選び方も両方ありますからね。</p>
武藤会長	<p>いかがでしょうか。</p>
荒井委員	<p>特に荒井委員、いかがですか。</p> <p>私も急遽言われまして、今、お話を聞いていまして、正直なところ、よくまだ理解できないところが多いので、何度かお話を聞いて、それで</p>

<p>武藤会長</p>	<p>も深まらないと思いますけれども、そういう制度があるのだということは、年はとってありますが、初めて知ったようなもので、いろいろ勉強にはなるかなとは思いますが。</p> <p>ここで報酬額を決めるのですか。基準がよくわからなくて、どれが高いものなのか、適正なものかというのがよくわからないというのがあります。私の会社で言えば役員報酬というものがありますけれども、ゼロが1つ、我々がもらっている年間の給料よりは違うかなというのがあるのも漠然とあるので、そういう一員の私が報酬の審議に入ることが適正な位置にいるのかなというのがちょっとあるのです。</p> <p>なぜ連合側の者が入ったかという経緯も十分聞かされてはいなかったのですが、おいおい、皆さんのお話を聞きながら議論に加われればなとは思いますが。</p> <p>一応、各団体の代表といいたいまいしょうか、いろいろな多様な意見を聞きながら考えようということ、経営者の方々は、きょうはお休みですけれども、商工会議所。労働組合からは連合千代田、公認会計士の専門家、あるいはジャーナリストの方、連合町会の会長の松本さん、それから、元議員さんの山本さんとか、あと、学識として私と上村先生が入っているということになります。</p>
<p>山本委員</p>	<p>ちょっと時間が集中的になかなかできないのですが、今回は9月ということになりますと、第1回ができた後、少し集中的に、月に1回ぐらいのペースでやっていったほうがいいのかもかもしれません。</p> <p>そうですね。やはりある程度、余りあけてしまうと、この間は何をやっていたのかなどと、年をとってくると思い出すのも大変ですから、ぼけが始まっているから困るのです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>今回難しいといいますが、制度的に「給料等」と入りましたから、政務活動費なんかも含めて考えるのかなと思うのですが、政務活動費の使い方については、千代田区内では議会に設置されているのだと思うのですが、政務調査研究費交付額等審査会という、これはまだあるのですね。</p> <p>この審査会が例えば、今、新聞でいろいろと話題になっていまして、政務活動費の領収書の使い方を、事務所費として使っていたら、自分で事務所に使っていなかったとか、それから、本をいろいろ買ったけれども、それは本当に自分で使う本なのかとか。</p>
<p>山本委員 武藤会長</p>	<p>切手を買った人もいますし。</p> <p>切手を買ってしまう人とか、千代田区議会も新聞にいろいろ取り上げられたりして、昨年度はそういうこともありまして、当初、議会の議員さんに実情を聞こうではないかという話があったのですが、なかなかそれが動かなかったということなのです。</p>
<p>藤原委員 武藤会長</p>	<p>どうして動かなかったのですか。</p> <p>やはり議会の側が、今はそれどころではない。政務活動費の使い方について、自分たちでしっかりと議論しなくてはいけない。そういうことだったのではないかと推測しております。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>ことし、この4月に新たに議員さんが選ばれてきますので、そうした議員さんに、これからどう活動するのかという話を聞いてもだめですし、それもだめというわけではないですが、初めての議員さんよりもベテランの議員さんに、実際、議員活動というものは、区長とのバランスとか、議長さんとの関係とか、特別職の関係でどうなのだろうかということは、本当はお聞きしたいと思うのですが、受けてくれないことにはなかなか進みませんので。</p> <p>どうぞ。</p> <p>議会事務局に審査機能がある程度あるわけですね。ちゃんとワークしているかどうかはわかりませんが、少なくとも、その担当者に来て説明してもらおうという案もあると思うのです。</p>

武藤会長 総務課長	それは可能ですね。 ただ、議会事務局として話せるのは、正式な本会議、各種委員会ということではしか話せないと思いますので、そういう意味では今まで資料として御提供したようなものの域をなかなか出ないのかなという気はしております。
山本委員 藤原委員	報酬等審議会に権限はないのです。
総務課長	ちょっと待ってください。議会事務局は統計しかとっていないということですか。
武藤会長 藤原委員	議員活動というものが、本会議場での本会議、あるいは委員会室の場での委員会だけであるというふうに限定するのであれば、これまで資料を提供したような、何回、委員会が開かれた、議会が開かれたということなのだろうと思います。それは事務局としてもそういう話はできるかもしれないのです。
武藤会長	しかし、果たして議員活動というものがそれだけなのかといいますと、多分そうではないという中で、今までずっと御議論があったのだろうと思うのです。その部分をどういうふうに御説明いただけるのか、いただけないのかということとでなかなか難しいという状況であったのだろうと思っています。
武藤会長 藤原委員	どうぞ。 少なくとも、この審議会ですらそういうことについて一回レポートしていただきたいという要請をして、蹴られればそれまでなのですけれども、お尋ねしてみるとということはいかがなのでしょうか。
武藤会長	そうですね。それは必要であると思います。
藤原委員	どこまで説明できるかといえば、やはり事務局が説明できる範囲というのは、今、説明があったのは、事務局がやらなければいけないことというのは決まっているわけですが、それ以外のことについては、議員さんの独自の活動が非常に多いものですから、事務局が把握していたとしても、それをここで、この場で説明していいのかどうかです。あの議員さんはこういった、こういうことをやっています。こちらの議員さんはこうですか、そこまで説明していいかどうかということも含めて、なかなか事務局として判断しづらいのかなと思うのです。
武藤会長	教育長についても、教育長がこれまでどういう活動をしていたかということについては、参考にするという意味で、説明してもらおうのがいいのかなと思います。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	どうぞ。 それから、一般区民の立場から言いますと、今、おっしゃられた言葉をつなぎますと、教育長さんは教育のベテランと申しますか、そういう方が何となく元校長とか地元で学校にいらっしゃったとか、そういう方が天下りの的に来られるみたいな感じを持っているのです。
武藤会長	果たして実態はそれとは違うのかどうかなどというのは、私、今まで全然考えたことがなかったのですけれども、千代田区における教育長さんはどういうキャリアの方がどういうふうに御活動になったかなどということもちょっと教えていただくと。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	そうですね。これまでの教育長さんですね。 たしか、大学の先生がされているのですね。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	違いましたか。 いえ、違います。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	校長先生ではないですか。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	千代田区の場合は区の職員です。部長級であった者が教育長になるのがこれまで多かったようです。
政策経営部長 藤原委員 総務課長	その辺も含めて、もし先ほど会長がおっしゃられたように、次回の審議会までに事務局として、これまで教育長は御審議の対象になっていま

山本委員 武藤会長	<p>せんでしたので、今、同じように教育長のこれまでの実態、キャリア、あるいは活動というものを資料として御提供しなければいけないのかなと思っていますので、今のものも含めまして御用意させていただこうかなと思っています。</p>
政策経営部長	<p>会長、資料要求をしてください。</p> <p>そうですね。教育長に関する資料並びに説明をお願いしますということですね。</p>
武藤会長	<p>議会についても、毎年、年間の千代田区議会活動報告というものは出ていて、前回も前年のものはお渡ししていると思うのですが、次回になれば平成26年度の活動報告は恐らく出るでしょうから、そうしますと、どの方がどういう委員会に属していて、その委員会が年間、どの時期にどういう、何回開かれて、そこでどんな審議があったかというのはおおむね見えます。</p>
政策経営部長 武藤会長	<p>ですから、それは先ほど言いました本会議であるとか委員会でどんなことをやっているかというのは、それでは見える。あとは一人一人の議員さんが地元に戻ってといえますか、町の中でどういう活動をされているかというのは、これは議会事務局に聞いたとしても、とてもではありませんけれども、全部把握しているはずがないので、お答えできない。</p>
政策経営部長 山本委員	<p>そういう意味で言いますと、議員さんの大体の活動の記録というものは議会活動報告を見ていただくということになるでしょうし、委員会のそれぞれの発言という話になりますと膨大な量になりますが、千代田区議会議事録というものがホームページで公開されているので、それを見るしかなくなるのです。それも見始めたら何時間あっても足りないので、議会の活動報告というものを資料として提供させていただくのが一番いいのかなと思っています。それは次回までに用意させていただけると思います。</p>
武藤会長	<p>あとは、議長さんに関して言いますと、公式の活動がいろいろとあるのではないかと思うのです。区長さんと同じように、公的な場に出席を要請される。それについては、これは。</p>
上村委員	<p>公表されているものについては「録音不能」。</p> <p>そうですね。年間、どのくらいそんなことがあるのかということなどですね。</p>
武藤会長	<p>御挨拶されたりとか、そういうことは「録音不能」。</p> <p>特に今回は教育長が新しく選任されていますから、条例に載っていますから、教育長の資料を提供してほしいということになります。</p>
上村委員	<p>そうですね。</p> <p>はい。そうです。</p> <p>どうぞ。</p>
上村委員	<p>今回、新しい千代田区特別職報酬等審議会条例改正後に「等」という言葉を入れていただいたというのは、大変ここでの議論の広がりが出てきて、それを保証する意味があったと思います。最初にこの会に参加させていただいたときには、それこそ何を議論の対象にしたらいのかがわからず、物価がみたいな話だけでとどめなければならないかと思っていましたら、会長、藤原委員初め、皆さんが非常にいろいろな広がりがある議論をされたので、ここまで「等」という言葉が入ってくるようになったかなと思います。</p>
上村委員	<p>お願いが1点です。今回の審議会になって、資料を非常に整理して出していただいた、その資料の一覧表を、一覧だけでいいのです。一体、何を、どういう資料を見ながら、何の議論をしたのかというのが、前回の議事録だけですとなかなか思い出せないところもありますので、今までこういう資料提供をしていただいたというものを少し出していただくと、議論のポイントがここであったなと振り返りがしやすいかなと思います。</p>

<p>武藤会長 上村委員 武藤会長 山本委員</p>	<p>ますので、次回の会合のときに資料の一覧みたいなものを出していただくとありがたいなと思います。 以上です。 1回ごとに、各回ごとにはあるのですが、通しですね。 題名の一覧表に「録音不能」。 どうぞ。 毎月やっておかないと、みんな忘れてしまうのです。だから、一覧表を頂戴というふうになるのです。なるべくでしたら、会合もすぐ終わらないで、月々ちゃんと決めて、それでやってもらえると皆さん記憶がインプットされるからいいと思うのです。</p>
<p>武藤会長 平委員</p>	<p>ほかに、まだ御発言のない方。 どうぞ。 今、これは次回できるかどうかわからないのですけれども、先ほどお話にありました政務調査費の、実際にどういうことに対してお支払いしたのかというものを見せていただきたいなと思います。</p>
<p>山本委員 武藤会長 平委員 武藤会長 政策経営部長</p>	<p>見られると思います。 公開されていると思います。 公開されていますか。ホームページとかですか。 ホームページで見られると思います。 それは資料として提供するというのであれば、公開されているものを私どもで用意することは可能ですので、できる限り用意させていただきます。</p>
<p>平委員</p>	<p>それを何に使っているかというのが把握していないと、次回からの議論において、政務調査費は全くパスしていいのかとか含めるのかというのちょっとわからないなと思いましたので、サンプルでも何でも構いませんので。</p>
<p>武藤会長 松本委員 武藤会長 山本委員 武藤会長</p>	<p>松本委員はいかがでしょう。 暮れに脳梗塞をやって、しゃべられないので、済みません。 わかりました。ありがとうございます。 お大事にしてください。 では、ほかにいかがでしょう。 藤原委員はどうですか。よろしいですか。 それでは、一応、本日理解しておかなくてはいけないことが決まりましたので、本日はここまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「はい」と声あり）</p>
<p>武藤会長 総務課長</p>	<p>では、次回の日程については、今後のこともありますが、事務局から、どのように考えているか、御説明をお願いします。 日程につきましても、お話をいただきまして、連休明け5月ということを目途にまた調整をさせていただきたいと存じます。皆様お忙しい中で大変恐縮なのですが、よろしくをお願いします。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>具体的な日程については、事務局と相談しながら、私の都合のいい時間を皆様に御提案して、そこで調整していただくことにしたいと思います。 それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございます。</p>

— 了 —